

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十九年九月六日

広島県収用委員会

一 起業者

廿日市市

二 事業の種類

広島圏都市計画道路事業三・四・二二〇号地御前串戸線及び三・四・二二二号宮内串戸
駅通線

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目		積		裁決手続を開始する土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
廿日市市串戸 四丁目	四五一番一	宅地	私道	二五八・一九	二七四・一八	一七二・九二
	四五一番二	公衆用 道路	私道	二五八・一九	七一・〇〇	七一・六五
	四五一番六	宅地	私道	一・八八	二・〇二	二・〇二

四 土地所有者の氏名及び住所

坂本博文 広島市佐伯区海老山南二丁目一番二―二五〇一号

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

六 土地収用裁決の手続開始を決定した日

平成十九年八月二十三日